

会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市環境審議会		
事務局 (担当課)		市民生活部 生活文化室 環境創造課 内線(2933)		
開催日時		平成19年8月28日(火) 17時58分～18時45分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	竹岡委員(会長)、井口委員、真砂委員、石津委員、河野委員、 石井委員、小山委員、上坂委員、水田委員		
	その他			
	事務局	市民生活部長 多田 仁三、生活文化室長兼環境創造課長 福西義昭、 主幹 田中仁志、課長補佐 中石好三、主査 西村 隆 主査 岡崎健作、主査 山下晴子		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	3 人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全条例の改正について <ul style="list-style-type: none"> ア 条例改正理由について イ 条例改正作業の方法について ・その他 			
会議結果	詳細は別紙審議経過のとおり			

審 議 経 過

事務局	<p>定刻より2分程早いのですが委員の皆様おそろいですので、ただ今から平成19年度第1回環境審議会を開会いたします。</p> <p>審議に入ります前に新しく就任されました委員をご紹介します。</p> <p>関係行政機関選出委員の上坂政章委員でございます。</p>
上坂委員	<p>阪神北県民局の環境担当上坂です、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>上坂委員は小堀委員から代わられて就任いただくこととなりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、新しく委員が就任されましたので、各委員のご紹介をさせていただきます。</p> <p>席順にご紹介させていただきますので、詳しくは、お手元の名簿をご参照ください。</p> <p>会長の竹岡敬温委員でございます。</p> <p>本日、欠席でございますが、副会長の和田安彦委員でございます。</p> <p>井口弘委員でございます。</p> <p>本日、欠席でございますが、木下修一委員でございます。</p> <p>本日、欠席でございますが、西田薫委員でございます。</p> <p>真砂泰輔委員でございます。</p> <p>石津容子委員でございます。</p>
石津委員	<p>石津です、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>河野智子委員でございます。</p>
河野委員	<p>河野ですよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>石井研二委員でございます。</p>
石井委員	<p>コミュニティ連合の石井でございます、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、欠席でございますが、宮坂満貴子委員でございます。</p> <p>小山敏明委員でございます。</p>
小山委員	<p>小山でございます、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>水田賢一委員でございます。</p> <p>また、ここで訃報をお伝えします。市民選出委員として本審議会でご尽力いただきました堀洋二様が8月13日にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。なお、委員の欠員につきましては、残任期間も4ヶ月と短いことですので、本年12月末までは欠員補充はせず、現員13名のままの組織で審議会を運営していただきたいと考えております。</p> <p>皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>申し遅れましたが、事務局におきましてこの4月の人事異動により新しく担当となりました職員をご紹介します。市民生活部長の多田でございます。</p>
多田部長	<p>多田でございます、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>また、わたくし環境創造課主幹の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員総数13人中9人が出席されておられますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。</p>

それではここからは、竹岡会長により進めていただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

竹岡会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。審議に入ります前に、ひとことごあいさつ申し上げます。今年の3月に環境基本計画の答申を行いました。昨年度中は5回の審議会を開催いたしまして、委員の皆様にはそのたびに熱心にご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議に入る訳であります。もう5年前のことになりますか、4年前ですか、平成15年6月に、当時の環境保全審議会に対しまして環境保全条例の改正について市長から質問を受けておりました。それで本日は、この環境保全条例の改正について審議をする訳でございますが、まず事務局からの環境保全条例の改正に係る主旨説明を受けまして、その後、改正作業の手続きと言いますか方法について、ご審議いただきたいと思っております。どうか審議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

事務局

それでは、審議に入ります前に本日の資料を確認いたします。予めお送りさせていただいております資料といたしまして、レジメと審議会委員名簿、そして、資料1の「新しい課題に適應した環境施策のあり方について(諮問書)」、資料2の「環境保全条例・同施行規則」、そして資料3の「環境基本条例」、この資料2と3につきまして、内容に変更はございませんがページ数が多いですのでページ番号を付した物を差し替えて、お配りさせていただいております。本日はそちらの方をご覧いただきたいと思っております。

資料4の「環境審議会規則」をご持参いただいていることと思っております。

資料が必要な方は、お知らせください。

資料については以上です。

竹岡会長

それでは、レジメに沿いまして審議を進めていきたいと思っております。

まず、議案(1)環境保全条例の改正についての、ア条例改正理由について、事務局の説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

本市の環境保全条例は、昭和48年10月交付、昭和49年4月施行のもので、制定から34年を経過し、当時は、高度経済成長期の末期で、昭和30年代の公害発生の教訓から先進的な公害対策行政が社会から切望されていた時代でありましたが、現在は、公害関係法令もほぼ整備され、自然環境・生活環境・歴史的文化的環境の保全のみならず、地球温暖化を防止し地球環境の保全に貢献するため、行政のみならず、市民や事業者も一体となって環境問題に取り組まなければならないという時代になってきております。また、環境基本条例が本審議会の答申を受けて、昨年7月に制定されましたが、その基本理念や内容において齟齬が生じております。

そこで、レジメの ア条例改正理由について述べているような改正の必要性がございます。

申しあげますと、ア環境基本条例の基本理念や内容との整合性を図る、イいたしまして今日の社会情勢や環境施策に適合しなくなった内容の見直しを図る。ウ上位法令、関係法令等で規制されている内容と比較し、その必要性を含めて検証する。エ本市の他の行政施策への統合を含めて、内容を検討する。オいたしまして条例の規定そのものが複雑で分かりにくい構成になっていますので、理路整然とした分かりやすい構成に見直す。この5項目について条例改正の理由があるのではないかとということでございます。それでは資料2の環境保全条例及び同施行規則をご覧いただけますでしょうか。改正理由の1つめといたしましてア

環境基本条例の基本理念や内容との整合性を図る。合わせまして資料3の環境基本条例も一緒にご覧いただきたいと思います。まず環境保全条例第1条(目的)1ページでございますが、それと第2条2ページですが(定義)これにつきましては、環境基本条例の主旨に則り、環境保全条例として文言の整合性を図るのではないかと。保全条例第3条2ページでございますが(市長の基本的責務)につきましては、基本条例第4条、これは基本条例の3ページでございますが(市の責務)との文言の整合性を図る必要があるのではないかと。また、環境保全条例第4条、これは2ページでございますが、(監視体制等の整備)これにつきましては、環境基本条例の7ページの、第19条(監視体制の整備)に規定されておりますので、統合を含めて文言の整合性を図る必要があるのではないかと。思います。

次に理由の2番目といたしまして、(イ)今日の社会情勢や環境施策に適合しなくなった内容の見直しを図る。ということですが、代表的な例を挙げますと、資料2の8ページであります。第29条(緩衝地帯の設置)におきましては、大規模な事業場に対して騒音や悪臭等の公害防止のために隣接地との間に空地を設けさせ、その部分を緑化させることを規定しています。本条例制定当時は、公害防止のために隣接地との間に緩衝地帯を設けることが、最も有効な方法の一つでありましたが、現在においては種々の公害防止装置が普及していることもあり、緩衝地帯を設けることのみが有効であるとは言えなくなっております。また、近年の建築・造園技術の進歩により、建物における屋上や壁面の緑化が可能となっていることから、事業場内の緑化方法についても、従来の画一的な規定による指導は時代遅れになってきているのではと考えます。また、第54条15ページになりますが、(クーラー等の設置方法)につきましては、過去においては家庭用エアコンの騒音が大きかったこともあり、特に夏の夜間において窓を開放して夜を過ごす、エアコン未設置住宅の居住者からの苦情を多く招いた経緯がありました。現在では、家庭用エアコンの低騒音化が図られ、また各家庭に複数台のエアコンが設置されている事情からも、住宅設備を設置する際、エアコンに限らず住宅設備・機器を設置する際に市民が配慮すべき機器や内容を見直すべきではないかと考えます。

また、理由の3番目でございますが、(ウ)上位法令、関係法令等で規制されている内容と比較し、その必要性を含めて検証する。ということですが、代表的な例を挙げますと、第24条5ページでございますが、第24条(工場等の設置の許可)につきましては、消防法、駐車場法、危険物の規制に関する政令等の規制との比較検討が必要ではないかと、次に第31条、9ページに規定しておりますが第31条(工場等の自動車の出入口の制限)につきましては、都市計画法及び駐車場法の規制でございますのでこれとの比較検証必要ではないでしょうか。次に、第35条11ページでございますが第35条(屋外作業の制限)につきましては、騒音規制法、振動規制法及び大気汚染防止法の規制との比較検証が必要ではないでしょうか。次に第36条11ページですが、第36条(夜間作業の制限)及び第39条これは12ページに規定しておりますが、第39条(建設工事)につきましては、騒音規制法及び振動規制法の規制との比較検証、というようにこれらの各法令にきめ細かな規制がなされておりますので、その内容との比較検証が必要ではないかということです。

さらに、これらの改正に合わせまして、4つめの(エ)本市の他の行政施策への統合を含めて、内容を検討する。ということや、5つめ、(オ)本条例の規定そのものが複雑で分かりにくい構成になっておりますので、理路整然とした分かりやすい構成に見直す。ということが、必要ではないかと思われまます。

なお、市議会におきまして、タバコや空き缶のポイ捨ての禁止、路上喫煙の禁止、夜間花火の禁止について、一般質問を頂いた経緯がありまして、何れも市民の環境マナーに関わるものであることから、環境基本計画に基づく、市民の環境行動の啓発を重点的に図りますが、『環境保全条例の改正作業の中で、反映するよう努める』と答弁した経緯もありますので、この点も、併せて、ご検討いただければと考えております。以上で、条例改正理由についての概要説明を終わります。

竹岡会長	<p>今の説明では、本条例は制定後34年を経過し、時代の現実に合わなくなっている部分があるということや、環境基本条例の基本理念等との整合性を図る必要がある等などの改正理由について、全体をとおして、網羅的ではなくて代表的な例について説明がありました。いまの説明に関しまして、委員の皆様から、何かご質問やら、ご意見はありませんでしょうか。ご意見があればお出しください。</p>
河野委員	<p>環境保全条例の改正となっておりますが、例えば県であったら環境の保全と創造に関する条例というのになっておりますし、環境基本条例も第2章、第3章でも環境の保全と創造に関するという言葉があるので、これ環境保全条例でいくのか、環境の保全と創造に関する条例でいくのかで姿勢がずいぶん違うと思うんですけども、そのへんはどうなんですか。</p>
竹岡会長	<p>その点に関して、事務局はどのように考えておられますか。</p>
事務局	<p>これは、環境基本条例検討のときにも説明させていただいた経緯がございますんですけども、元々、このような環境保全条例、地方自治体が主導して公害の防止あるいは、環境の保全に努めてきたという経緯がございます。後追いで騒音規制、振動規制、悪臭規制といった形で詰められて来たという経緯がございます。その後、行政の一方的な規制・指導だけではなくて、市民の皆さん、市内事業者の皆さんにも環境の役割を認識していただいて、積極的に活躍いただくというような環境基本条例の考え方が出て参りました。環境基本条例と公害の規制型の条例と各々別々に制定するという自治体が、数としては多いわけなんですけれども、統合されている自治体もあるわけなんです。その例が、今おっしゃいました兵庫県もそういった形で、環境の創造と保全に関する条例のなかに環境規制の關係の条例の規定と、基本条例に関する規定これが併せて盛り込まれて、統合されておりますので、そういった關係で環境の保全と創造に関する条例という形になっております。市町のなかでは、お隣の宝塚市さんも同様に統合型の条例という形になっております。川西市の場合には、環境に係る憲法的な環境基本条例というものを去年の7月に議会で制定をいただき、それ以前にこの審議会におきまして、4回ほど審議会を開いてご検討いただいたわけなんですけれども、その基本条例の基本規定を受けて、具体的な公害防止に関する規定を設けるのがこの環境保全条例で、その改正を今回お願いしたいという形でございます。</p>
河野委員	<p>あくまでも、保全ということでいくわけですね。</p>
事務局	<p>これではさきほど説明いたしました。工場の設置許可などこれに基づいて、駐車場ですとか工場等の設置許可申請も、これまでもいただいておりますのでこれについては、行政指導と言うんですか、環境指導の必要も引き続きでございますので、そういった精神については引き続き継承していきたいと、その中で、解釈や運用ですね、あるいはその中でいろいろ誤解が生じたり、してある部分につきましてはわかりやすく、根拠を明確にして改正をしていきたい。というように考えておるわけです。</p>
竹岡会長	<p>河野委員なにか疑問はありませんか。</p>
河野委員	<p>結局、環境保全として、保全のための条例と考えていいわけですね。</p>
竹岡会長	<p>名称は、環境保全条例となるわけですけど。もちろん創造というのもその中に入ってくるわけですね。</p>
事務局	<p>もちろん、名称につきましてもですね、ご審議をいただきまして、しかるべき名称改正するというようなご意見も、もちろん審議をしていただきたい。というように考えております。</p>

竹岡会長	<p>また、名称に関する変更の要求が、今後、出てくるならばそういう方向で考えてもいいのではないかということになるかと思えますけれども、今日のご意見を記録とどめておきたいと思えます。ほかの委員の方なにか、小山委員どうぞ。</p>
小山委員	<p>定義のなかで、保全条例の定義のなかで、特に私自身最近の出来事として、気になるのが、夜間の照明に対する照度の規制という部分について、いまこの中には夜間照明の問題というのが該当しないようなかたちにたぶんなっているんだと思うんですけども、このへんを、改正する際に川西市も随分と都市化が進んできておりますし、最近の兆候としては、住宅地域に隣接する部分で環境が、生活環境を脅かすような照度ということを訴える、また、目にするようなことがございますので、この辺についての議論を、検討を加えておく必要があるのではないかとと思うのですが。</p>
竹岡会長	<p>よろしゅうございますか。ほかになにか。石井委員どうぞ。</p>
石井委員	<p>今、照度について言われたのですが、私の場合は騒音の問題についてですね、ここに明記されているのが非常に抽象論である。</p>
竹岡会長	<p>どこです。</p>
石井委員	<p>例えば11ページ、資料2の11ページのですね、屋外作業の制限だとか。ところが、駐車場とか工場の種類についてはある程度、具体的に明記されておりますけど、騒音とか振動につきましてはですね抽象論であって、以前にもですね騒音において裁判沙汰になった件もありますので、その辺の所は市当局として、どのように考えておられるかですね。</p>
竹岡会長	<p>市当局に対する質問も含まれておる訳ですね。</p>
事務局	<p>この点につきましてもですね、この条例が制定されました48年頃につきましては、まだまだ騒音の規制というのが、改正を繰り返されてきたところでございまして、安定した状況ではございませんでした。そういったなかでですね市の一つの騒音規制に対する考え方として、夜間作業の規制ですとか、屋外作業の制限ですとかそういった規定を設けておりました。また、静穏の保持ということでですね夜間の住宅の、エアコンとかいろんな機器についても、あるいは犬の飼い方とかペットの飼い方とかいうことにつきましてもですね、この時点におきましては非常に先進的といいますか、こういった恐れがあるのではないかということも盛り込んで、規定に盛り込んだ訳なんですけれども、ただ具体的に明確な規制、あるいは根拠いうものをこの時点では十分に示すことができないまま推移したという経緯がございます。その後ですね、騒音規制法あるいは、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例等の改正整備がございまして、そのなかで工場については、特定施設という、騒音の発生する施設ですね、こういったものを各々、明記しまして規制基準につきましても、住居系地域、商業系地域、工業系地域そういった各々の地域類型に応じまして、昼間と早朝、夕間、夜間それにつきまして、各々基準が定められております。また、建設作業、よく言いますコンボですとか、ブルドーザーですとか、削岩機ですとか、そういった物の規制も進められておりますし最近では、その中でも低騒音型のバックホウというのですか重機もでておまして、認定を受けた機器については、届出を要しないとか、具体的に細かい内容まで規定整備が進められてきております。また、竹竿を販売したりとかですね、灯油を販売したりとかですね、放送しながら販売されて、苦情のある例もあるんですけども、そういったことにつきましても県の条例によりまして一定の制限も設けられております。騒音の対応につきましても、この市の環境保全条例が引き合いに出されるまでもなく、騒音規制法、振動規制法、県の条例そういったことで十分対応を図られているということで、そういった意味でこの条例について</p>

も、その辺のあり方、位置づけをもう一变、ご検討いただく必要があると、言うようなことでございます。

竹岡会長

石井さんは騒音だけでなくして、照明の問題も指摘されたかとおもいますが。これも参考意見にしまして、改正の作業のなかで具体的に考えていくべきだと思います。もうすでにいろいろ熱心な問題提起が出ておりますが、いずれにいたしましても、事務局の説明と皆様の審議を考えました結果、環境保全条例の改正をこの審議会で審議していくという方向性が定まってきたのではないかと思います。

次に、レジメに戻りまして、レジメ2、にありますイですね、条例改正作業の方法について、審議に移りたいと思いますが。よろしいでしょうか。この条例改正作業というのは、改正が非常に広範にわたるものでありますので、相当の作業量になるように思いますので、この件につきまして事務局のほうで何か腹案がありましたら、おっしゃっていただいたらありがたいと存じます。事務局ぞうど。

事務局

先ほどの条例改正理由のご説明でも申し上げましたように、環境保全条例の改正は、環境基本条例との整合性や上位法・関係法との比較検証等、専門的な要素が強く作業量も膨大になりますので、お手元にあります資料4の環境審議会規則第4条の規定により部会を設置していただき、その部会でまずはご審議いただきたいと考えております。そして、部会で審議が尽くされた条例改正案を審議会にご報告いただき、審議会で再度ご審議いただいた上で、条例改正案としての答申をいただきたいと考えております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

竹岡会長

どのようにして、改正の作業を進めていくかという問題にいよいよ移る訳であります。事務局の案では、条例の改正にあたりましては、そのための部会を設置して作業を行ってはどうか。という事務局の方から案が出ております。よろしゅうございませうか。

「異議なし。」の声あり。

竹岡会長

異議なしというお声も聞こえますので、それでは、環境保全条例の改正につきましては、部会を設置いたしまして改正作業を行っていくことにしたいと思います。部会の委員につきましては、学識経験者の委員6名の皆様をお願いしたいと、これは事務局から示された案であります。それでよろしいでしょうか。学識経験者選出の6名であります。具体的なお名前を申しあげますと井口弘先生、木下修一先生、そして私、西田薫先生、真砂泰輔先生、和田安彦先生が部会を構成いたしまして、まず、この部会によって改正の作業を行うことにして、そしてそれを審議会全体に提出したいと、というような手続きであります。そういうことでよろしゅうございませうか。学識経験者の皆さんの多くの方が、お勤めもあられまして、大変お忙しいとは存じますが、あまり忙しい作業日程を組まないように事務局にもお願いしておりますので、大変お忙しいとは存じますが、何とぞよろしく願いいたしたいと存じます。また、部会長にはですね、真砂先生をお願い致したいと思っております。先生には大変ご多忙とは存じますが、曲げてご承諾下さいますよう、よろしく願い申しあげます。はい、ありがとうございました。今日、学識経験者6名のうち3名が欠席されておりますので、事務局からですね、本日欠席の3名の方によろしく願い申しあげてください。それでは、今申しあげましたように、学識経験者の委員の皆様部に部会の委員をお願いしまして、真砂先生に部会長になっていただきまして、環境保全条例改正作業を進めると言うことにしたいと思います。どうぞよろしくご了承のほどお願いいたします。

その他の事項で、事務局から何かございせんか。

事務局

本条例改正作業におきましては、先程の条例改正理由で述べましたように、上

	<p>位法令・関係法令や他市の条例等の調査をする必要がありますので、事務量的に膨大になってきますので、資料4の環境審議会規則2ページ目ですね、第6条の規定により、市長のほうから専門委員を設置したいと考えております。よろしくお願いたします。以上でございます。</p>
竹岡会長	<p>この専門委員というのは何名ぐらいを考えておられるのですか。</p>
事務局	<p>一応2名、できれば2名お願いしたいと考えておりますが、交渉の関係で1名になる、ことになるかもしれないのですが、できれば2名を考えたいと思っております。</p>
竹岡会長	<p>1名ないし2名の専門委員を置きたいと言うことであります。法令関係が中心となりますので、真砂先生が専門家であります。真砂先生を助けてもらう意味でその関係の専門家である、専門委員1、2名を設置したいということでもありますので、これも、どうぞよろしくご了承くださいませようお願い申し上げます。今日は、改正作業の手続きについて主に審議いたしまして決まったわけでありませ。これで審議事項は終わりました訳であります。それでは本日はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。</p>

平成19年8月28日(火)於川西市役所4階庁議室での川西市環境審議会の会議録について、これを承認いたしました。